

平成30年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成30年6月22日 午前10時04分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
11番 小高良則
12番 川上雄次
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

13番 林政男

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典
会計管理者		廣森孝江

財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 査 補	吉 井 博 貴
主 任 主 事	武 井 義 行

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成30年6月22日（金）午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第1号、発議案第2号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第1号から議案第5号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議員派遣の件

○議長（木村利晴君）

開会に先立ちまして、申し上げます。

6月18日に発生した大阪府北部地震において甚大な被害が出ていることについて、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。また、被災された全ての皆様、懸命に救援活動にあたられている方々や関係者の皆様に、一日も早く復旧、復興されますことを心からお祈り申し上げます。

また、この件に関しまして、市長から発言を求められておりますので、発言を許します。

○市長（北村新司君）

去る6月18日午前7時58分頃、大阪府北部を震源とするマグニチュード6の地震が発生いたしました。この地震により倒壊したブロック塀などの下敷きになるなどにより、犠牲となられました方、またご家族の皆様に心からお悔やみを申し上げる次第でございます。また、家屋等の損壊、火災などにより被災されました方々に対しましても、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。被災地域が一日でも早く復旧されますことを心からお祈り申し上げますとともに、本市といたしましてもできるだけの協力をしてまいりたいと考えております。

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届けが林政男議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第1号及び発議案第2号の提案理由の説明を求めます。

○服部雅恵君

おはようございます。最初に、発議案第1号について、説明いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年6月22日提出。

八街市議会議長、木村利晴様。

提出者、八街市議会議員、私、服部雅恵。

賛成者、八街市議会議員、小高良則議員。同じく、京増藤江議員。同じく、加藤弘議員。同じく、角麻子議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月。

八街市議会議員、木村利晴。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第2号について、説明いたします。

発議案第2号、国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成30年6月22日提出。

八街市議会議員、木村利晴様。

提出者、八街市議会議員、私、服部雅恵。

賛成者、八街市議会議員、小高良則議員。同じく、京増藤江議員。同じく、加藤弘議員。同じく、角麻子議員。同じく、山田雅士議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、九州・熊本地震、及び原子力発電所の事故からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊か

な人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成31年度に向けての予算の充実をしていただきたい。震災からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

老朽校舎等の改築や更衣室、洋式トイレの設置等の、公立学校施設整備費を充実すること。

子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

現在の教職員の労働状況を鑑み、教職員の労働環境改善のための予算を充実すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月。

八街市議会議長、木村利晴。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第1号、第2号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号及び第2号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第1号及び発議案第2号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第1号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

次に、発議案第2号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、発議案第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり採決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(木村利晴君)

起立全員です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号、国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(木村利晴君)

起立全員です。発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第1号から議案第5号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査の過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、川上雄次総務常任委員長。

○川上雄次君

総務常任委員長報告の前に、先ほど北村市長、また木村議長からのお話もありましたが、災害がいつ起きてもおかしくない状況中で、昨日18日、大阪北部で最大震度6弱の大きな地震が発生しました。尊い5の方が亡くなり、381の方がけがをし、大阪地方の都市機能が麻痺する大きな災害となりました。

本6月議会の議案第3号には、けやきの森公園の災害防災向上総合支援助成金による防災井戸の提案がありました。行政に身を置く者として、市民の安全安心を最優先にするとの思いを強く、決意いたしました。

また、今回の地震で亡くなった方へ、委員会を代表して哀悼の意をあらわすとともに、被

災された皆様のお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

それでは、報告に入ります。総務常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第1号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法等の一部を改正したことに伴い、市たばこ税に加熱式たばこを追加し、税率を引き上げること、中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置を追加するものです。

審査の過程において委員から、「控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める理由を伺う」という質疑に対して、「内容につきましては、改正前の控除対象配偶者と同様で、所得が38万円以下の方となっております。配偶者控除につきましては、これまで、控除を受ける方の所得要件に制限が設けられておりませんでした。改正後は、900万円以下の所得の方については満額控除がとれる、900万円から950万円以下の方につきましては若干減り、950万円から1千万円以下の方につきましてはさらに減り、所得が1千万円を超えると配偶者控除自体が受けられなくなります。これまでの控除対象配偶者が、1千万円以下の所得の方の配偶者で所得が38万円以下の方となった関係で、改めるものです」という答弁がありました。

次に、「配偶者控除は変わらず38万円であると、配偶者控除はさらに幅をきかせるのか」という質疑に対して、「今回の改正につきましては、控除の額そのものが増えたわけではなく、配偶者特別控除の対象となる配偶者の所得の上限が引き上がったものになります。所得税の場合は給与収入で150万円、所得で85万円以下であれば、満額の38万円の控除が受けられます。住民税では、所得90万円、給与収入155万円以下であれば、満額の33万円の控除を受けられることになっております。従前は141万円を超えると配偶者特別控除は受けられなかったもので、枠としては広がっている状況です」という答弁がありました。

次に、「加熱式たばこの税率はどのくらいになっていくのか伺う」という質疑に対して、「加熱式たばこの税率は紙巻きたばこに換算するというので、基準につきましては、紙巻きたばこの本数ということになっております。従前は1グラム当たり1本換算で課税していたということで、本数に関しましては、紙巻きたばこ1箱20本に対しまして換算した場合の本数が少なかったのですが、これからは0.4グラムを0.5本分と、紙巻きたばこ1本に相当する金額を、0.5本分を合わせて1本にする方法で課税することになります。急激に変更するとかなりの増税になるので、毎年0.2ずつ改正を行っていきます。今年度については、1グラムを1本と見る方法が80パーセント、新しい計算方式が20パーセントとなります。来年度以降も改正を予定していますが、40パーセント、60パーセントと、だんだんその比率を逆転していきまして、最終的には重量と値段で課税します。どの程度の税

率になるのかということですが、最終的な見込みとして、国の答弁では、アイコスが9割、グローが8割、ブルームテックが7割程度をめどに税率がかけられるように、紙巻きタバコの本数に換算していくこととなります」という答弁がありました。

次に、「最終的にということですが、毎年切りかえて何年間くらいでやっていくのか、伺う」という質疑に対して、「平成30年度から平成34年度にかけて段階的に改正を行っていきます。したがって、平成31年度以降も改正をお願いしていくというふうに考えております」。

次に、「中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の追加に関する改正について、標準課税を今後どのようにしていくのか伺う」という質疑に対して、「今回の特例措置は、経済対策として経済産業省の施策で3年間の期間限定措置となります。平成30年度から平成32年度までに設置した機械設備について、設置後3年間の固定資産税をゼロにする内容となります。今後、制度的に延長があるのかどうかは不透明な状況でございます」という答弁がありました。

次に、「市内に特例措置の対象となる企業または設備はあるのか伺う」という質疑に対して、「実際にあるかどうかは別として、本市の商工観光課が導入促進基本計画を策定し、経済産業省に提出しております。その計画の中では10件認定するというを数字に掲げておりますので、計画に沿って実施していきたいと考えております」という答弁がありました。

次に、「課税をゼロにする対象としては、具体的にどんな設備が対象になるのか」という質疑に対して、「具体的に申し上げますと、機械装置では160万円以上で販売開始後10年以内、測定器具及び検査器具では30万円以上で販売開始後5年以内、器具・備品では30万円以上で販売開始後6年以内、建物の附属設備は取得価格60万円以上で販売開始後14年以内となっております。条件としては、旧モデルと比較して1パーセント以上の生産性の向上が見込まれなければならないということになっており、この証明に工業会からの証明書が必要となります。市の計画の中でこういったものを対象にしているかと申しますと、機械及び装置、器具及び備品、測定工具、検査工具、附属設備、ソフトウェアを対象としています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、「県支出金の地域防災力向上総合支援補助金の今後の活用について伺う」という質疑に対して、「本補助金については、自助・共助の取り組みを促進し、地域防災力の向上を図るため、市町村が実施する事業に要する経費についてを補助金交付する目的で行われております。補助対象事業は、消防団の活性化、自主防災組織等の育成・活性化、避難環境の整備、防災啓発、その他地域防災力向上のため知事が特別に必要と認めるものとなっております。八街市地域防災力向上計画に沿いまして、本補助金を活用し

ていきたいと考えております」という答弁がありました。

次に、「今後、避難所となっているところには防災井戸が必要であると思います。今後、どのくらいまでに防災井戸を設置していこうとしているのか」という質疑に対して、「昨年度、中央公民館に防災井戸を設置いたしました。本年度、けやきの森公園に防災井戸の設置をいたしまして、その状況を見ながら今後検討してまいりたいと考えております」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

ここで、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

次に、服部雅恵文教福祉常任委員長。

○服部雅恵君

委員長報告の前に、一言申し上げます。

このたびの大坂の地震で小学校の塀が倒れ、9歳の女児が亡くなるという痛ましい事故が起きました。謹んでお悔やみを申し上げます。

本市でも今、小・中学校の塀に関して調査を進めていただいております。今後も子どもたちが安心して登下校できる環境整備を皆で進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、文教福祉常任委員会に付託されました案件3件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第2号は、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この条例は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「5年以上の放課後児童健全育成事業に従事した者であって、かつ、市長が適当と認めた者ということであるが、現在、5年に満たない方はいるのか」という質疑に対して、「今回の改正は、基礎資格要件の改正でございます。放課後児童クラブの支援員になるためには、県が指定する研修会を4日間受講していただいた方が、初

めて支援員となるものでございます。研修会等に参加していただくための要件といたしまして、実務経験につきましては、これまでは、高等学校を卒業した者は、実務経験2年以上であれば受講資格があり、研修会を受けていただければ支援員になれましたが、高校を卒業されていない方につきましては、支援員になれる要件がございませんでした。このため、中学校卒業の方につきましても支援員となれるよう、5年以上として規定したものでございます」という答弁がありました。

次に、「議案質疑では、支援員40名、補助員10人という答弁であったが、人数は足りているのか」という質疑に対して、「各児童クラブごとに最低2人以上という基礎人数につきましては、当然足りているものでございます。ただ、夏休みなどの場合は、多ければ多いほど運営はしやすいと、児童クラブを運営している社会福祉協議会からも言われておりますので、現在も支援員、補助員については募集しているところでございます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第3号、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費、3款民生費、9款教育費についてです。

審査の過程において委員から、歳出2款では「コミュニティ事業費の件数とか上限は、財団から来る予算は決まっているのか」という質疑に対して、「市町村で直接、財団法人に申請を行うものではなく、県が取りまとめて、県の中で枠が決まっているので、採択される場合、されない場合がございます」という答弁がありました。

次に、3款では、「園舎改修について、直近の改修工事で雨漏り、屋根改修、給食室の改修を行うということで、現地調査させてもらったが、そのときも、雨漏りで上にかぶせるという話であったと思うが、またここで、雨漏り等を解消するために大規模修繕工事という項目があるので、詳しく説明していただきたい」という質疑に対して、「こちらにつきましては、平成29年度の予算において計上したものでございますが、事業が年度内に完了しないことから、平成29年12月議会において繰越明許したものでございます。また、その財源については、全てが一般財源での対応でございました。しかしながら、このたび、地方債が新たに活用できるということが判明し、工事も本年度の下半期に行うことを予定しておりましたので、一般財源とする平成29年度の繰越明許事業を取りやめし、新たに本年度の予算に起債対象として計上したものでございます」という答弁がありました。

次に、「実住保育園の約4千万円の改修は雨漏りだけなのか」という質疑に対して、「実住保育園の屋根一部から全面に変更する予定です。その他、昨年春先の強風で玄関ドアが壊れているため、その修繕、その他、休憩室や調理室等の修繕、遊戯室等の空調・照明修繕を予定しております」という答弁がありました。

次に、「平成30年度の当初予算で約5千558万円が組まれているが、今回新たに約4千万円となり、かなり大規模な整備ですが、大きな整備はどのようなものが残っているのか」という質疑に対して、「本年度の当初予算に計上させていただいた工事費につきまして

は、朝陽保育園の改修、本年度に繰越明許させていただいた保育園遊具撤去後の遊具設置を予定しております。その他に、二州第二保育園の正門門扉改修、八街保育園の保育室等の改修、二州第一保育園のテラス改修を予定しております」という答弁がありました。

次に、「生活保護総務費について、説明では生活保護基準等の見直しに伴う電算システムの改修ということだが、その中で集計作業の統計項目の追加とあるが、その内容はどのようなものか」という質疑に対して、「電算システムの集計項目を追加するもので、これは県に提出する調書に対応するものです」という答弁がありました。

次に、「介護医療院とはどのようなものか」という質疑に対して、「介護医療院とは、現在の介護医療病床にかわって、2018年4月から創設された新しい施設の名称です。その特徴としては、介護老人保健施設のような生活の場としての機能を兼ね備える、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れる、ターミナルケアや、みとりにも対応する施設となっております。また、本市では、介護医療院については、今のところ設立の予定はありません」という答弁がありました。

次に、「平成30年10月からの生活保護基準見直しに伴い、全国的には約7割の方の扶助費が引き下がるだろうと言われているが、本市の場合はどうなるのか」という質疑に対して、「今回の基準見直しによる影響につきまして、国が示すモデルケースによりますと、一般的には都市部では引き下がる、地方では増えるという傾向にあります。本市は、生活保護の級地区分が3級地-2に該当しますので、ほとんどの場合に扶助費は増えるものと思われませんが、世帯員の年齢や家族構成等の条件が違いますので、全てのケースで扶助費が増えるとは言いきれません」という答弁がありました。

次に、9款では、「保健体育費の中で、ロードレース大会の関係で補正予算で拡充していく、拡充の理由にあたっては、市の正式行事ではないかと思いますが、それに向けての拡充という考えでよろしいのか」という質疑に対して、「今回のロードレースは、八街市と教育委員会と体育協会で、例年どおりの大会を拡充することです。来年につきましては、平成31年10月に（仮称）小出義雄杯八街マラソン大会実行委員会が主催となり、新たな大会を見据えて、来年の大会に近付ける形になるように、今回のロードレースを拡充していくものでございます」という答弁がありました。

次に、「小出義雄という冠が付くわけですが、このマラソン大会が盛り上がるためには、どういう施策を考えているのか」という質疑に対して、「来年度の大会を見据えて、今回の大会は参加定員の増と自動記録システムの導入、ゴール地点を八街市の玄関口であるJR八街駅北口に変更し、また、来年度のプレ大会と位置付けをして、来年度大会に近付けた大会運営を目指して、スムーズに次年度の大会を開催できるように進めていきたいと考えております」という答弁がありました。

次に、「富里市ではスイカマラソンということで地域の産物を出しており、給水所を設けたりとか、いろいろな形で行われております。八街市では、今までピーナッツを配ったりしているわけですが、これだけの冠をかぶせてやるのであれば、結果を出していかなければい

けないと思います」という質疑に対して、「小出義雄監督の冠を付けさせていただくことはもちろんですが、健康だけでなく、落花生のまち八街を広く知っていただくこと、八街生姜ジンジャーエールもごございますので、広く発信していくことを目的として、大会を進めたいと思っております」という答弁がありました。

次に、「交通誘導警備業務について、参加人数を大幅に増やすことになっておりますが、それにより交通警備業務の金額に変更があるのか」という質疑に対して、「今回のロードレースの道路使用につきまして、佐倉警察署と協議をいたしまして、人数が増えるということで警備員が必要になるということで指摘をされておりましたので、今回、コース上に警備員を配置します。また、警備員のほかにも応援者を募って実施していきたいということでございます」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

民生費の生活保護総務費は、今年10月からの生活保護基準引き下げに向けた生活保護システム改修業務の委託料です。

安倍政権は、一般低所得世帯、所得が最も少ない10パーセントの層に合わせて、食費や光熱水費に充てる生活扶助を今年10月から段階的に最大5パーセント、平均1.8パーセント削減します。削減総額は年間210億円に上り、削減対象は生活保護利用世帯の7割近くに及びます。今回の基準引き下げは、本市ではほとんど引き下げはないと担当課は説明していますが、世帯によっては、わからないということでございます。生活保護基準は最低生活水準、ナショナルミニマムを示すもので、全ての国民の生活を下支えしております。労働者の最低賃金など、国、自治体の47制度に影響を及ぼします。保護基準の見直しにあたり、国は影響がないようにするという方針であり、また、市としても影響しないように努力するという答弁がございました。ぜひ市民の税金を使って実施するシステム改修、市民に不利益にならないようにとお願いしておきたいと思っております。

この削減については、国内の支援者や専門家から厳しい批判の声が上がっており、国連の人権専門家からも、5月24日、安倍政権の生活保護削減計画について、一般低所得世帯、年収の低い方から10パーセント層の支出に合わせて生活保護基準を決める手法では、最低の生活を脅かすと警告しています。生活保護を利用する資格がある人のうち、日本では実際に利用している人は2割程度であり、他の先進国と比べて大変低い、低過ぎる補足率を引き上げて一般低所得世帯を貧困から救うために、社会保障充実に方向転換を求め、議案第3号に反対します。

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第4号は、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

この補正予算は、特定保健指導業務について、債務負担行為を設定するものです。

審査の過程において委員から、「特定保健指導業務について、指導を受けるべき方が増えるのか」という質疑に対して、「昨年度の実績から、今回、債務負担を行ったような形で対象者がどれくらい増えるかということを考えてみますと、昨年度、追加日程で受診された方

が488名でございました。このうち動機付支援に該当するだろうと思われる方が79名、積極的支援に該当すると思われる方が40名ということでございますので、119名の方を対象者として加えることができるということになるかと思われまして」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

ここで、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

次に、鈴木広美経済建設常任委員長。

○鈴木広美君

まず最初に、せんだって大阪の方で起きました地震につきまして、お亡くなりになった方、また被災を受けられた方に、経済建設常任委員会一同、心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

それでは、経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月18日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第3号、平成30年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出7款土木費についてです。

審査の過程において委員から、歳出7款では、「榎戸駅の全体的な進捗状況、タイムスケジュールどおり進んでいるのか」という質疑に対して、「進捗状況につきましては、事業レベルで約50パーセントとなっており、順調に進んでおります。また、ホームにつながる階段につきましては、ほぼ完成しており、現在、東口、西口駅前広場につながる階段の整備を行っている状況であります」という答弁がありました。

次に、「榎戸駅前の既存トイレを撤去すると思うが、駅のトイレは駅の中に入ると思うが、どのような形になるのか」という質疑に対して、「既存のトイレを壊して、西口に今までと同等のトイレを作る計画になっております。なお、東口に関しましては、用地の関係で整備しておりません」という答弁がありました。

次に、「トイレは駅舎に併設ということなのか。または、別棟で建てるのか」という質疑に対して、「自由通路の整備にあわせて、階段の下に併設する計画となっております」とい

う答弁がありました。

次に、「ロータリーについての進捗状況は」という質疑に対して、「現在、設計などを準備しており、秋口に着手したいと考えております」という答弁がありました。

次に、「公園費は榎戸駅に関するものなのか。また、榎戸駅を周回するところに公園を作るのか」という質疑に対して、「公園費に関しまして、この予算書に載っているものにつきましては、けやきの森公園に関するものでございます。なお、榎戸駅に係る公園を作ることは考えてございません」という答弁がありました。

次に、「公園費は、けやきの森公園ということであったが、井戸を掘ることについて、起債ではなく、補助金の中にメニューがあったということではないのか」という質疑に対して、「起債事業であったものの、財源として補助金を活用するものなので、工事内容としては変更ございません」という答弁がありました。

次に、「地方債で載せてあったものから補助金がついたということだと思われるが、財源を変更された理由は」という質疑に対して、「千葉県地域防災力向上補助金のメニューを探し出したことにより、もともと起債事業で行う予定でしたが、有利な補助金を充当して実施するものでございます」という答弁がありました。

次に、「成東酒々井線から榎戸駅舎に入る工事用の通路が今後は道路になり得るとの話があったが、それについてはどのようになっているのか」という質疑に対して、「工事用の道路につきましては仮設道路であり、道路とする予定はございません」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第5号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

この補正予算は、収益的支出につきまして、既定の予算に426万6千円を追加し、総額を10億1千745万2千円とするものです。

審査の過程において委員から、「426万6千円の理由は、1日あたりの使用量が減った説明であったが、水道の原価と実際に使用した使用量、だんだん件数が減って、少なくなっているという話も聞きますけど、そういうことも影響しているのか」という質疑に対して、「今回の認可変更につきましては、県水政課立入検査がありました。その中で、給水人口が昨年度の基本計画の見直しによりまして、現在4万4千人の認可を3万8千人に変えていくということが第1点、あわせて、それに伴い1日最大給水量が減量になるので、現認可では2万1千700立米を認可しておりますが、これが1万1千400立米になるという形に変更になると、前までの認可では、本来は人口の増大に伴って認可変更することが基本であるが、近年、認可変更のあり方が変わり、給水人口等が減った場合においても認可変更をなさないと形になっております。また、あわせて、水道台帳の整備を国の方から要請されております。全体的には平成32年4月までに水道台帳を整備なさないとということでございますが、今回、認可変更するにあたりまして、水道台帳の整備もあわせて行うという考え方で、認可変更の予算をとったわけです。本来であれば、当初予算でとるべきものでござい

ましたが、議会も終わっておりますし、今回早急にこれを行いまして、本年度中に認可変更を行いたいと考えております」という答弁がありました。

次に、「県の認可変更ということですが、県の水政課から立入検査を受け、印広水のあり方と給水人口を県で独自に調べてきたのかと思うが、今回の変更にあたっての市の対応と市民への影響はどのようになるのか」という質疑に対して、「認可変更につきましては、基本的な傾向として、市の人口が少なくなっているということが第1段としてあり、それによりまして本市の給水人口も下がるということで、基本計画で見直しを行ったところでございます。それに基づいて、県の方でも給水人口が下がったという形であれば、本来であれば軽微な変更で済んだものが、今回は認可変更しなさいという形に変わってまいりました。あわせて、印広水との関係では、現在ロードマップを作成して、今後の給水量の変化を調べて県の方へ報告する。県と協議を行った後、それに伴って、八ツ場ダムから来る受水量を決定していかなければならない。これは本市だけではなく、印旛管内の市町村についてもロードマップを作成して県と協議しなさいという意向が出ております。これに基づきまして、本市も本年度中にはロードマップを作成し、県と協議を行っていきたいと思っております。また、料金の改定につきましては、現在、印広水から受水している水は1立米あたり179円でございます。先月28日に印旛郡内の首長会議がございまして、その中でも本市の北村市長及び富里市長が印広水の水が非常に高いということで、今後の経営を圧迫するというので、この料金を何とか下げてくださいないかというような形で要望したところでございます。これにつきましては、八ツ場ダムを作りながら、この中で料金体系の見直しがあると思っておりますが、本市も料金改定につきましては熱意を持っておりますので、担当事務方としても、市長には逐一報告しながら、進めてまいりたいと思っております」という答弁がありました。

次に、「昨年策定された水道ビジョンに対する影響が出てくると思われるが、対応は」という質疑に対して、「本年3月に経営戦略をお渡ししました。その中で当面、石綿管の修理・更新、各配水場の設備等の改修も含まれております。市長と協議いたしまして、上水道料金の改定については、まだ環境が整っていないということで、料金の改定については考えていないと、事務方にはありました。今後、この経営戦略につきましては、3年から5年後に見直しをしていくとのことですが、まずは、本市の内部留保金が相当減っております。本年の当初予算におきましても、市長にお願いをいたしまして、約5千万円ほど、補助金をもとに戻してもらいました。あわせて、県の方からも約5千万円近い補助金が入ってくる予定でございます。これにつきましては、本年11月頃に県と協議をしなければ確定はしないわけですが、市の補助金につきましては1億6千万円程度いただけるということで、昨年度については1億1千万円でしたので、約5千万、その前につきましては6千万円なので、約1億円上げさせていただきました。これについて、まずは内部留保金にためたいということで、事務方サイドでは考えております。しかし、更新工事あるいは電気設備工事について、今後やらなくてはならないと経営戦略の中にありますので、今後市長とも協議をしながら、料金の改定についてもお願いできるものはお願いしてまいりたいと考えております」という

答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（木村利晴君）

ここで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第1号から議案第5号の討論通受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するよう、お願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。

しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午前11時10分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第3号について、京増藤江議員の討論の発言を許します。

○京増藤江君

それでは、まず大阪で起きた地震で被災された方々、亡くなられた方々にお見舞いを申し上げます。被災された方々が、行政等からの必要十分な支援により、一日も早い復旧ができるよう、願っております。

それでは、民生費の生活保護総務費は、今年10月からの生活保護基準引き下げに向けた生活保護システム改修業務の委託料でございます。

安倍政権は、一般低所得世帯、所得が最も少ない10パーセントの層に合わせて、食費や水光熱費に充てる生活扶助費を今年10月から段階的に最大5パーセント、平均1.8パーセント削減します。削減総額は年間210億円に上り、削減対象は生活保護利用世帯の7割近くに及びます。しかも今回の削減は、2013年の削減と合わせて総額1千100億円もの削減です。本市においては、世帯の構成によって違いがあるけれども、基準引き下げ対象とならない世帯が多いなどと担当課の説明がありましたが、どこに住んでいても生活保護基準は最低生活水準、ナショナルミニマムを示すものであり、全ての国民の生活を下支えしており、基準引き下げは許されません。

また、生活保護基準は労働者の最低賃金、低所得者向けの医療、福祉、年金など、47制

度に影響を及ぼします。今回の保護基準の引き下げにあたり、国はこれらの制度に影響が出ないようにする方針であり、また、本市においても同様の方針であるとの答弁がありました。この方針を貫くよう求めます。

生活保護基準削減計画に対し、生活保護受給者はもちろん、国内の支援者や専門家等から厳しい批判の声が上がり、国連の人権専門家からも、5月24日、安倍政権の生活保護削減計画について、一般低所得世帯の支出に合わせて生活保護基準を決める手法では、最低限の生活を脅かし、ますます多くの人々を貧困に陥れることになる、警告がありました。世界の人権保障の番人ともいえる国連の専門家から厳しい指摘を受けた以上、日本政府は見直しの検討を始めるべきです。今政府がすべきことは、最低限の社会保障を脅かす生活保護削減の実施ではなく、生活保護を利用する資格がある人のうち、実際に利用している人は2割程度という、ほかの先進国と比べて低過ぎる補足率を引き上げ、一般低所得世帯を貧困から救うために社会保障充実に方向転換することであり、市としてはこのことを国に求めていくことが必要です。

以上の点から、議案第3号に反対いたします。

○議長（木村利晴君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第1号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成30年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（木村利晴君）

起立多数です。議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成30年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（木村利晴君）

起立全員です。議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会会議規則第172条第1項の規定により、市町村議会広報研究に参加のため、千葉市に、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

平成30年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のご挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。

本会議終了後、議会改革検討協議会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時18分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第1号、発議案第2号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第1号から議案第5号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議員派遣の件

.....
発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第2号 国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

議案第1号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第3号 平成30年度八街市一般会計補正予算について

議案第4号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第5号 平成30年度八街市水道事業会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 木 村 利 晴

八街市議会議員 小 高 良 則

八街市議会議員 山 口 孝 弘